住居番号の設定について

住居番号は、建物毎に設定する必要があるため、住居表示実施区域 において新築又は建替え等を行った場合は、住居番号設定等申請が 必要です。

- 住 居 表 示 実 施 区 域 は 裏面の那覇市住居表示実施区域図にてご確認ください。
- ●申請をする窓口は 那覇市役所 本庁舎8階 技術総務課(住居表示G)へ直接お越しください。 ※郵送による届出はできません。
- 受付時間は 平日の午前8時30分から午後5時15分まで ※休日…土・日曜日、祝日(休日)、12月29日から翌年の1月3日まで
- 申 請 を 行 う 人 は 建築主(世帯主)または、当該建物の関係人(建築業者、水道業者等)であれば 代理で申請することができます。
- ●申請に必要な書類は 以下の書類のコピーを申請用紙に添付して提出してください。
- 1)建築確認済証
- ②案 内 図 (建物の場所がわかるもの)
- (方位、敷地及び建物配置、道路、隣地からの離れ) ③建物配置図
- (各階、玄関位置、敷地範囲がわかるもの) ④建物平面図
- ※添付図面は、建築確認済の押印がされているものとなります。
- 申 請 時 期 は

建物の出入口を確認する必要があるため、養生シート、足場、仮囲い等が外され る頃。

- 申請にかかる期間申請を受付てから、住居番号の決定まで10日程度かかります。 (祝日(休日)、年末・年始を挟む場合はそれ以上かかる場合もございます。)
- ●住居番号の決定は 申請を受理した後、図面や現地を確認して住居番号を決定します。
- 申請にかかる費用は 無料です。
- ●ご注意ください

住居番号を定める必要があるのは、住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など、郵便物 が届く必要のある建物です。したがって、駐車場等の空地に住居番号を定めることは できません。

●お渡しするものは

住居番号を決定すると、建物等の所在地番と住居表示の関係を示す「街区符号(住 居番号)設定等通知書」と「住居番号プレート(アルミ製 紺色)」を交付します。 表示板」は、建物等の出入口など外から見やすいところに取り付けてください。

住居表示実施区域内で、建築、増改築をされる方へ!

